

フリースクールで学ぶ子どもたち への支援事業

経済的な事情に左右されず、学びを継続することを目的として、対象となるフリースクールを利用している児童生徒がいる世帯に対し、利用料の一部を補助します。

フリースクール利用料の
2分の1の額を補助します！
上限：1か月15,000円
(児童生徒1人につき)
※経済的要件あり

※経済的要件

- 1.生活保護を受けている世帯
- 2.就学援助を受けている世帯
(利用児童生徒が対象)
- 3.保護者全員の道府県民税所得割額及び
市町村民税所得割額が非課税である世帯
- 4.児童扶養手当を受給している世帯
【詳細は交付要領をご覧ください】

期間：令和8年4月1日(水)～
令和9年3月31日(水)
申請：随時受付
※申請書が届いた月からの利用料
補助(6月までの申請は4月分
からの補助とします)

〈詳細〉申請方法など、
詳しくは右下の二次元コ
ードをご覧ください。
(手引き、各様式はこち
らにあります。)

〈対象フリースクール〉
県教育委員会が定めた要件
を満たすフリースクール
(詳細はwebページをご覧
ください)



私立学校在籍者等への支援については、
三重県環境生活部私学課にお問い合わせください。

☎：059-224-2161(平日8:30～17:00)

✉：sigaku@pref.mie.lg.jp

〈問合せ先〉

三重県教育委員会事務局生徒指導課 不登校支援班

☎：059-213-6611(平日8:30～17:00) ✉：seishi@pref.mie.lg.jp